

令和4年度「岩手町歳末たすけあい義援金配分事業」のお知らせ

岩手町社会福祉協議会では、「歳末たすけあい運動」により、町民の皆さまから寄せられる、あたたかい善意を、年末年始の生活支援を目的として、岩手町内に住所がある、生活困窮世帯等に配分します。

【助成対象】

次の【項目1】①～④すべてに該当し、かつ【項目2】A～Dのいずれかに該当する世帯

【項目1】

- ① 10月1日現在、岩手町に住所を有する世帯（12月贈呈時に町内に住所を有すること）
- ② 住民税が非課税である世帯
- ③ 民生委員児童委員の相談や支援を必要としている世帯
- ④ 生活保護費を受給していない世帯

※ ①～④のすべてに該当する場合、【項目2】へお進みください

【項目2】

A 著しく生活にお困りの世帯（失業などによって生活が困窮している世帯など）

※申請書に担当地区の民生委員の署名が必要となります

B 障がい児・者のいる世帯

- ①身体障がい者（障害者手帳を所持かつ常時介護を要する者）
- ②知的障がい者（療育手帳A判定かつ常時介護を要する者）
- ③精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級かつ常時介護を要する者）
- ④身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児

（障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳未満の者）

C 常時介護を要する60歳以上の高齢者のいる世帯（介護度4・5の該当者）

D 火災や風水害（床下浸水は除く）の被災世帯（当該年内に被災した世帯）

【申請方法】 裏面の申請書を記入のうえ、社会福祉協議会窓口または郵送で提出してください。

【決定方法】 歳末たすけあい義援金実績に基づき、配分額および対象世帯を審査し決定いたします。
なお、審査結果によっては、対象とならない場合もあります。

【交付方法】 当該年内をめどに担当地域の民生委員児童委員が、各世帯にお届けします。

【申請期限】 令和4年10月28日（金）

【問合せ先】 社会福祉法人岩手町社会福祉協議会・岩手県共同募金会岩手町共同募金委員会
〒028-4307 岩手町大字五日市10-51-1 TEL 62-3570 FAX 62-1599

窓口時間 午前8時30分～午後5時15分 （裏面が申請書になっております。）